○外務省告示第三十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十二年一月十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十二年二月二日

外務大臣　岡田　克也

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成22年1月18日	2007年9月7日	TH4291678

○厚生労働省告示第四十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1078　有水晶体後房レンズ

○厚生労働省告示第四十六号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

781　有水晶体後房レンズ

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市明見町字大切二、一七、三一の一九、三一の二〇、三一の二二、三一の三二、三一の四〇から三一の四二まで、三一の六一、三一の六六、三一の六七、三一の七四、一〇・二二・三一の一・三一の六二・三一の六五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市切山町字井戸入一七（次の図に示す部分に限る。）、一九、桜形町字寺沢一五の一・一五の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、須淵町字中坂一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県瀬戸市下半田川町五九二の五、五九二の六、ニ五九二の二二、ニ五九二の二四、ヘ五九二の一一からヘ五九二の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下半田川町五九二の六、ヘ五九二の一四からヘ五九二の一六まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市中金町字長禅東二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市中金町字長禅東一〇の一、一〇の二、一一の二、一二、一五、一七から二〇まで、二二、二三、二五、二五の一、二六の一、二七の一、二八、三〇から三八まで、三八の一、三九から四六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長禅東三〇・三一・四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　愛知県豊橋市石巻町字乙北山八の一（次の図に示す部分に限る。）、石巻中山町字南山二の一から二の九まで、二の一三、二の一四（次の図に示す部分に限る。）、二の一五から二の一八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備